

個人住民税の特別徴収 Q&A

Q 特別徴収は新しい制度ですか。なぜ、事業主（給与支払者）が特別徴収をしなければならないのですか。

A 従来から、法律で所得税を源泉徴収する事業主は従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないとされています。（地方税法第321条の4）

しかし、これまでは個別の事情などを考慮し、徹底されてない状況でした。特別徴収は法律に定められた事業主の義務なので、ご理解とご協力をお願いします。



Q 従業員は家族のみなので特別徴収はしなくても良いですか。

A 家族であっても特別徴収をする義務があります。ただし、白色申告者で専従者控除を受けている場合や、常時2人以下の家事使用人のみに給与を支払う場合は必要ありません。

Q パートやアルバイトであっても特別徴収しなければなりませんか。

A アルバイトやパート、役員など、全ての従業員から特別徴収する必要があります。ただし、支給期間が一月を超える期間により定められている場合などは特別徴収を行う必要はありません。（半年に1回給料が出る場合など）

Q 従業員の少ない事業所でも特別徴収しなければなりませんか。

A 従業員数にかかわらず、特別徴収の義務があります。ただし、従業員（納税義務者）が常時10人未満の場合は、市町村に申請し承認を受けることにより、通常年12回の納期を年2回にする納期の特例制度を利用できます。

Q 従業員の就退職の回数が多く、従業員には普通徴収にしてもらっていますが。

A 事業主が特別徴収義務者となることは、法律に定められています。事務が煩雑であることを理由に普通徴収にすることはできません。

Q 従業員から普通徴収で納めたいといわれましたが。

A 所得税の源泉徴収義務のある事業主は、特別徴収しなければなりません。したがって、従業員（納税義務者）の希望により普通徴収を選択することはできません。

Q 今から特別徴収に切り替えるとなれば、手間がかかります。特別徴収するメリットはあるのですか。

A 個人住民税の特別徴収は、所得税のように、税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。

また、従業員（納税義務者）にとって次のメリットがあります。

- ・ 毎月の給与から天引きされるため、納め忘れがありません。
- ・ 納税する際に、金融機関などに出向く手間が省けます。
- ・ 一年分の税額を12回に分けることで、一回当たりの負担が少なくなります。

Q 29年度から特別徴収を始めるには、どうすればよいですか。

A 毎年1月末までに提出することになっている「給与支払報告書（総括表）」の人数内訳記載欄があります。特別徴収欄に該当人数をご記入のうえ、各市町村へ提出していただきます。

※ 各市町村によって様式が異なる場合があるため、詳しくは各市町村にお問い合わせください。

Q 給与所得の他に不動産所得など他の所得がある従業員の場合はどうなりますか。

A 原則的には、給与所得以外の所得に係る個人住民税も、特別徴収になります。しかし、不動産所得などの給与所得以外の所得については、毎年、確定申告が必要となりますが、その際に、本人（従業員）が確定申告書第2表の「給与所得以外の徴収方法の選択箇所」で「自分で納付」を選択することで、給与所得以外の所得は自分で納めることができます。事業所での給与所得は特別徴収になります。